



# こども・ひとり親家庭等・重度心身障害者 医療費支給制度について



## こども・ひとり親家庭等・重度心身障害者医療費支給制度とは

医療機関を受診したとき、その保険診療による医療費の自己負担分（ひとり親家庭等医療費支給制度については一部）を支給する制度です。医療費の支給を受けるには、受給資格登録と医療費支給申請が必要となります。登録していない方は、**問**窓口で申請してください。

### ●こどもの医療費支給制度

対 象	各種健康保険（保護者の扶養）に加入している満 18 歳になる年度末まで
登録時の持ち物	○お子さんの健康保険証、○保護者名義の預金通帳、○印鑑

※学校・保育所・幼稚園内、通学・通園中のケガによる診療の場合、学校等で加入している日本スポーツ振興センター災害給付金の対象となります。子どもの医療費制度では支給されませんので、受診時にも窓口で受給資格証を掲示しないようにお願いします。

また、第三者行為による疾病に関わる医療費についても、医療費制度の対象となりません。

### ●ひとり親家庭等医療費支給制度

対 象	母子家庭、父子家庭、親がいないため親に代わってその子どもを育てている養育者家庭、父（母）に一定の障がいがある家庭
登録時の持ち物	○健康保険証、○受給者名義の預金通帳、○印鑑、○戸籍謄本（抄本）

※児童扶養手当を受けている方は、児童扶養手当証書の添付により省略できる書類があります。

※児童扶養手当に準じた所得制限があります。

### ●重度心身障害者医療費支給制度

対 象	○身体障害者手帳 1 級、2 級、3 級の方 ○療育手帳 <sup>①</sup> 、A、B の方 ○精神障害者保健福祉手帳 1 級の方（精神病棟への入院費用を除く） ○身体障害者手帳 4 級の一部の方、精神障害者保健福祉手帳 2 級の方で、すでに埼玉県後期高齢者医療広域連合の認定を受けている方
登録時の持ち物	○身体障害者手帳、療育手帳または精神障害者保健福祉手帳 ○健康保険証 ○本人名義の預金通帳 ○印鑑 ○所得証明書（令和 2 年 1 月 2 日以降に越生町に転入した方のみ）

※ただし、平成 27 年 1 月 1 日以降に新たに重度心身障害者となった 65 歳以上の方は対象にはなりません。

※平成 31 年 1 月 1 日から所得制限が導入されました

医療費の助成を受ける方の所得が一定以上の場合、医療費の助成は支給停止となりました。所得の審査は毎年 9 月に行います。

所得制限基準額：360 万 4 千円

※給与収入に換算した場合は、およそ 518 万円

※扶養者がいる場合は、扶養人数×38 万円が加算

支給停止期間 1 年間（10 月～9 月）

※平成 30 年 12 月末日までに受給者となっている方は、令和 4 年 9 月までは所得に関わらず、医療費の助成を受けることができます。令和 4 年 10 月から所得制限により支給停止となる場合があります。